

# あんしん保守サポート利用約款

## 第1条(目的)

本約款は、安心計画株式会社(以下、安心計画という)が同社の提供するソフトウェア(以下、本ソフトウェアという)の導入ユーザー(以下、ユーザーという)に対して行う保守サービス(以下、本サービスという)の利用条件について定めます。

## 第2条(約款の適用)

ユーザーは安心計画指定のWEBサイトより、本約款に同意の上、本サービスの利用を申し込むことができます。安心計画が申し込みに対し、「あんしん保守サポート会員登録証」(以下、登録証という)を発行した時点で、ユーザーはあんしん保守サポート会員(以下、保守会員という)となります。

1. 安心計画は、本約款に関わる必要事項をユーザーに対し随時インターネット上で閲覧できる状態におきます。
2. 本約款に関わる必要事項は、常に安心計画が指定するWEBサイトに掲示された最新の約款が適用されるものとします。

## 第3条(約款の更新)

安心計画は、保守会員への事前通知をすることなく、本約款を変更できるものとします。変更後の本約款は、安心計画が別途定める場合を除き、安心計画が指定するWEBサイトに掲示された時点からその効力を生じるものとします。

保守会員は本約款の変更後も本サービスの利用を継続することにより、変更後の本約款に同意をしたものとみなし、本件の利用条件は変更後の約款によるものとします。

## 第4条(サービス内容及び対象範囲)

本約款に基づき、保守会員が受けられる本サービスの内容は次の各号のとおりとします。

1. 保守会員は下記条件に基づきバージョンアップサービスを受けられます(保守会員の種別により一部有償)。
  - (1) 申し込み後6か月以上が経過し、その間には本サービス料金の支払いに滞りがないこと
  - (2) 本ソフトウェアが現行の最新バージョンであること
2. 保守会員はVRサービス(スマートフォン・タブレット対応)を利用できます(一部有償のサービスを含む)。
3. 保守会員は会員専用ホームページ「あんしんサポートサイト」を利用することができます(保守会員の種別により一部有償のサービスを含む)。
4. 保守会員は下記条件に基づき、ヘルプデスクサービスを利用できます。ヘルプデスクサービスは、保守会員からの本ソフトウェアの運用上の質問に対し、電話・FAX・メール等により回答するものとし、導入講習やスクール業務、入力代行業務等は含みません。
  - (1) ヘルプデスクサービスを利用できる保守会員は、原則として、導入講習受講修了者であること
  - (2) 受付及び回答は月曜から土曜の9時～20時まで(日曜・祝日及び特別休業日を除く)とします
  - (3) 訪問によるサポートの場合、原則として別途作業料及び交通費が必要となります
5. ダイヤモンドもしくはプレミアム保守会員はインターネット回線による画面共有遠隔サポートサービスを利用できます。但し、保守会員のPC及びネットワーク環境によっては利用できない場合があります。
6. 保守会員は本ソフトウェアのプログラムディスクを破損または紛失した場合、再発行のサービスを利用できます。
7. 保守会員は本ソフトウェアのプロテクトキーを破損した場合、有償にて修理・交換サービスを利用できます。但し、紛失した場合はプロテクトキーの再発行はできないため、あらかじめ本ソフトウェアを購入する必要があります。
8. 保守会員はその他の各種有償サービスを会員割引価格で利用できます。

## 第5条(サービス料金)

本サービスの料金は登録証に記載された通りとします。表示金額は税別とし、実際の支払い金額は開始月または変更月の税率により計算された金額となります。(税法改正により、消費税等の税率が変動した場合、変動後の税率により計算します)ソフトウェアを追加購入した場合は本数に応じて料金が追加されます。

## 第6条(サービス開始と適用期間)

本サービスの開始日は登録証に記載された通りとし、保守会員が安心計画に解約の申し出をしない限り継続されます。但し、第8条3項のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

## 第7条(支払い方法)

本サービス料金の支払い方法は登録証に記載された通りとします。

1. 支払い方法は原則として毎月の口座振替とし、保守会員が指定した金融機関口座より毎月14日に自動引落しとなります。尚、振替手数料は安心計画の負担とします。(14日が休日の場合は翌営業日の引落しとなります)
2. 保守会員は、安心計画と別途協議の上合意した場合、前項とは別の支払い方法をとることができます。

## 第8条(サービスの停止)

1. 月契約の保守会員は「あんしん保守サポート解約届」を安心計画に提出することで本サービスを解約できます。但し、契約期間が1年に満たないユーザーは本サービスの開始日から起算して1年間分の料金の残額を速やかに安心計画に支払うものとします。また、料金は解約届を提出した当月までとし、当月末日まで本サービスを受けることができます。
2. 年契約の保守会員は、契約期間満了の2ヵ月前までに、「あんしん保守サポート解約届」が安心計画に提出されない場合、1年間本サービスを更新するものとし、以後期間満了毎この例によるものとします。なお、中途解約の場合でも料金は返金しません。
3. 以下に該当した場合、本約款に基づく契約は無効となり、ユーザーは第4条各項目のサービスは受けられません。
  - (1) リース契約の解除や売却等で安心計画の承認を得ずにユーザー登録名義が変更された場合
  - (2) 料金の支払いが3回以上滞った場合
  - (3) 本件に限らず、ユーザーの債務不履行またはその他の止むを得ない事情により、安心計画が本契約の履行は困難と判断した場合
  - (4) 最新の約款に同意しない場合上記いずれかに該当する場合は「あんしん保守サポート解約届」の提出有無に関わらず、解約となります。

以上